

標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十九号

目次

- 第一章 総則
第一節 通則
第二章 運送業務等
第一節 通則
第三章 積込み又は取卸し等
第四章 引渡しの時期
第五章 引渡しの順序
第六章 引渡しの引受け
第七章 引渡しの引渡先
第八章 引渡しの引渡先
第九章 引渡しの引渡先
第十章 引渡しの引渡先

第一章 総則

第一節 通則

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

第一条 当店は、積込及び引受け(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込及び引受け(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込及び引受け(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込及び引受け(第六十一条第一項)を行います。

第三章 積込又は取卸し等

第四節 引渡しの時期

第一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

第五章 引渡しの順序

第一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

第六章 引渡しの引受け

第一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

第七章 引渡しの引渡先

第一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

第八章 引渡しの引渡先

第一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

第九章 引渡しの引渡先

第一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

運輸機関

第十条

当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連携して運送することがあります。
当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う物自動車運送事業者の商号又は名称等と通知します。
前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受取します。
特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を取受します。

積込及び引渡しの場所

第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者に貨物を受け取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
(荷理者等に対する引渡)
第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一 船舶が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者(船舶長、船荷役、旅客等)が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

積込及び引渡しの引渡先

第二十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第二十五条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二十六条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二十七条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第二十八条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第二十九条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第三十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十五条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十六条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第三十七条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十八条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第三十九条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第四十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第四十五条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十六条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十七条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第四十八条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第四十九条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第五十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十五条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十六条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第五十七条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十八条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第五十九条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第六十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第六十五条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十六条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十七条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第六十八条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第六十九条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第七十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十五条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十六条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第七十七条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十八条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第七十九条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第八十条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。

積込及び引渡しの引渡先

第八十一条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第八十二条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第八十三条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。
第八十四条 当店は、積込又は取卸し(第六十一条第一項)を行います。